

第 11 回 庁 議 要 旨

日 時：平成 23 年 6 月 6 日（月）

午前 9 時

会 場：庁議室

[審議事項]

1 東日本大震災発生に伴う本市実施の任意予防接種における接種費用の助成について

（健康部健康推進課）

予防接種法の規定のない任意予防接種のうち、本市においては「子宮頸がん」、「ヒブ」、「小児用肺炎球菌」、「高齢者肺炎球菌」の予防接種を実施している。

これらの予防接種は、市が契約する医療機関以外で接種した場合には、本市の接種事業とはならず、全額自己負担での接種となることから、東日本大震災により、他の市区町村に避難しているこれらの任意予防接種の接種者に対して接種費用を償還払いすることで経済的負担の軽減を図る。

(1) 主な内容

以下の者について、「子宮頸がん」、「ヒブ」、「小児用肺炎球菌」、「高齢者肺炎球菌」の任意予防接種を市の指定する医療機関以外の医療機関において、自己負担金を支払い接種した場合に、本市が石巻市医師会及び桃生郡医師会と契約している接種委託料の金額を上限として償還払いにより助成を行う。

- ① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした世帯の者
- ② 主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った世帯の者
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である世帯の者
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止又は休止した世帯の者
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、収入がない世帯の者
- ⑥ 原子力災害対策特別措置法の規定による内閣総理大臣の避難又は立退き指示の対象地域並びに原子力災害対策本部長の計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の対象となっている者

(2) 今後の予定

（仮称）平成 23 年東日本大震災に伴う健康診査等及び予防接種費用助成要綱の制定

（告示の日から施行し、平成 23 年 3 月 12 日から適用）

2 健康増進法に基づく肝炎ウイルス検診の無料実施について（健康部健康推進課）

肝炎ウイルス検診の受診促進を図り、健康障害の回避、症状の軽減、又は進行の遅延を図るため、当該年度において、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳となる者に受診勧奨を行い、無料で受診できるようにする。

(1) 主な内容

○対象者数（無料）

年 齢	対 象 者
40歳	1,904人
45歳	1,568人
50歳	1,796人
55歳	2,037人
60歳	2,412人
合 計	9,717人

参考 本市で実施している肝炎ウイルス検診対象者

- ・年齢が40歳に到達する者
- ・年齢が41歳以上の者であって、かつ、過去に当該肝炎ウイルス検診に相当する検診を受けたことのない者
- ・年齢が40歳以上の者で、法令に基づき行われる特定健康診査に相当する健康診査において、肝機能（GTP）検査の結果が要指導とされた者
- ・自己負担金：B・C型－1,000円
C型のみ－700円
B型のみ－500円

(2) 今後の予定

8月下旬に受診勧奨通知書発送予定

3 がん検診推進事業実施に伴う大腸がん検診の検診手帳・無料クーポン券の送付について

(健康部健康推進課)

がん検診の受診促進を図るとともに、がんの早期発見と正しい健康意識の普及啓発を図り、健康保持及び増進を図るため、平成21年度から実施されている「女性特有のがん検診推進事業」(子宮頸がん・乳がん検診の検診手帳及び無料クーポン券の送付による受診促進事業)に、平成23年度から大腸がん検診(検診手帳及び無料クーポン券の送付)を加え、「がん検診推進事業」として実施する。

(1) 主な内容

前年度において以下の年齢となった者に、検診手帳・クーポン券を送付し、無料で受診できるようにする。

基準日：平成23年4月20日(台帳整備、住所要件等)

年齢	生年月日	対象者(人)		
		男	女	計
40歳	昭和45(1970)年4月2日～昭和46(1971)年4月1日	931	990	1,921
45歳	昭和40(1965)年4月2日～昭和41(1966)年4月1日	893	945	1,838
50歳	昭和35(1960)年4月2日～昭和36(1961)年4月1日	1,001	980	1,981
55歳	昭和30(1955)年4月2日～昭和31(1956)年4月1日	1,099	1,104	2,203
60歳	昭和25(1950)年4月2日～昭和26(1951)年4月1日	1,357	1,395	2,752
合計		5,281	5,414	10,695

(2) 今後の予定

9月上旬手帳・クーポン券送付予定

[報告事項]

1 ひとり親家庭等の在宅就業支援事業の実施について(福祉部子育て支援課)

ひとり親家庭等の経済的な自立を目的として、ITを中心とした在宅就業を促進するため、業務の開拓、仕事の品質管理、従事者の能力開発、就業支援等の一体的取組等を推進し、家庭と仕事の両立が図られるよう在宅就業の拡大に向けた環境整備を図る。

(1) 主な内容

【事業内容】

主にインターネットを利用したITスキル研修を行うとともに、受講者に対し仕事のあっせん等を行い、在宅就業の仕組みづくりを行うもの

ア ITスキル訓練支援：在宅でのIT研修、訓練手当の支給等

[基礎訓練：月額50,000円、応用訓練：月額25,000円]

イ 在宅就業の支援：在宅就業可能なIT業務の開拓及び仕事のあっせん等

ウ 在宅就業の環境整備：パソコンや機器の無料貸出、インターネット環境の無料整備等

【実施主体等】

ア 実施方法：事業は適切な事業者に委託して実施する。

イ 実施委託要件：本事業の実施期間(平成24年度まで)を通じて在宅就業としての運営を軌道に乗せ、平成25年度以降は、本事業の委託先となった法人又は団体の実施事業として、在宅就業事業の継続が一定程度見込まれる者であること。

【事業対象者等】

ア 事業対象者（市内居住者）

- （ア）母子家庭の母又は父子家庭の父で20歳未満の子と同居し生計を一にしているもの
- （イ）身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者
- （ウ）高齢者（60歳以上）

イ 事業対象者人数

50人（身体障害者等及び高齢者については、全体の2割程度を上限とする。）

[その他]

1 「(仮称) 東日本復興特区」提案について（企画部）

平成23年5月31日付けで宮城県震災復興・企画部地域復興支援課長より「(仮称)東日本復興特区」提案について通知がありましたので、事務の参考にしてください。

2 雇用対策について（市長）

震災から3か月が経ち、雇用対策は、喫緊の課題です。

しっかりとした雇用対策が必要であり、緊急雇用対策事業等を活用した雇用の創出に全庁的に取り組んでもらいたい。

また、次のような事業を含む幅広い分野での臨時雇用を早急に検討いただきたい。

- ガレキ処理及び汚泥の処理事業
- 遠隔避難所への情報伝達、相談事業や仮設住宅の巡回事業
- 県が実施主体の事業でも地元雇用を要望 など

以上